

平成 19 年 11 月 22 日

スティールパートナーズジャパン・ストラテジックファンド(オフショア)・エル・ピー 御中

サッポロホールディングス株式会社
代表取締役社長 村上 隆男

大規模買付行為にかかる必要情報の確認ないし追加提出依頼の件

当社は、当社大規模買付ルールに基づき、貴ファンドによる当社株式の買付提案（以下「本買付提案」といいます。）にかかる追加情報リスト²に対する回答（以下「本回答書」といいます。）を、平成 19 年 11 月 8 日に貴ファンドより受領いたしました。受領した本回答書では、平成 19 年 2 月 15 日に貴ファンドから受領した「貴社株式の友好的取得について」と題する本買付提案にかかる意向表明書や、平成 19 年 5 月 15 日に貴ファンドから受領した必要情報リスト³の回答書で提供された情報の一部が追加・修正されており、また本回答書の一部を構成するという「企業価値向上へのアプローチ」と題する資料（以下「提言書」といいます。）も受領いたしました。

当社取締役会は、受領した本回答書の内容が追加情報リストへの回答として必要かつ十分な内容であるか否かについて、特別委員会委員より意見を伺った上で慎重に検討いたしました。その結果、これまでに貴ファンドから提供された情報に対する本回答書での追加・修正の内容や、今回提出された提言書の趣旨が、本回答書の記載だけでは不明確であるため、株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために、改めて書面で確認する必要があるとの判断に至り、貴ファンドに対して別紙「確認・追加情報リスト」に対する回答を依頼することいたしました。

なお、別紙「確認・追加情報リスト」に対するご回答は、別添の書式に従って、貴ファンドの責任者による署名の上、日本語で記述し、本日より 10 営業日以内にご提出いただくようお願いいたします。ただし、貴ファンドの事情により、期限内での回答が困難な場合には、その旨ご連絡いただくようお願いいたします。当社取締役会としては、貴ファンドから回答が得られ次第、取締役会評価期間に入る予定にしております。

以 上

¹ 本買付提案に対しては、平成 19 年 3 月 29 日に開催された当社第 83 回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）で承認され、同日より発効した「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」の附則により、引き続き原方針（平成 18 年 2 月 17 日に導入し、本総会の終結の時をもって廃止した旧「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」）を継続適用していくこととしており、原方針に定める「大規模買付ルール」に則って手続きを行なっています。

^{2,3} 当社は、本買付提案に対して、当社大規模買付ルールに則り、平成 19 年 3 月 1 日に本買付提案にかかる必要情報の提供を要請する書状（必要情報リスト）を貴ファンドに交付し、平成 19 年 5 月 15 日に貴ファンドより必要情報リストに対する回答書を受領しましたが、同回答書の内容が株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のためには不十分であると判断し、平成 19 年 5 月 29 日に追加情報の提供を要請する書状（追加情報リスト）を貴ファンドに交付しました。

確認・追加情報リスト

平成19年5月29日に当社より貴ファンドに交付した追加情報リストに記載しているとおり、当社取締役会としては、「貴ファンドが当社株式の66.6%を取得した場合、実質的に当社グループの経営を支配しうる立場になりますので、本買付け後の当社経営に関しどのような方針や考えを持っているのか」ということは、本買付け後も残存する少数株主にとって、極めて重要な情報である」と考えており、これまでかかる情報の提供を貴ファンドに要請してきました。

これに対し貴ファンドは、平成19年11月8日に提出された「2007年5月29日付『追加情報リスト』に対する回答書」(以下「本回答書」といいます。)の中で、次のように述べています。

- ・ 現在の貴社を巡る状況およびビジネス環境は、当ファンドが買付意向書及び最初の回答を貴社に提出した時点と比べ、大きく変化しております。
- ・ 会社又は事業の売却・処分、重要な資産の売却・処分、組織再編、事業運営の重大な変更等の有無に関して、当ファンドの貴社に対する具体的な提言を「企業価値向上へのアプローチ」に記載しました。
- ・ 「企業価値向上へのアプローチ」には、これを貴社経営者の皆様が採用された場合には、不採算事業の廃止や特定の資産の処分につながる可能性がある内容も含まれております。

一方、同日付の貴ファンドの書簡に添付されていた別紙Aで、次のように述べています。

- ・ 私どもは、「企業価値向上へのアプローチ」を貴社に対し提出させていただくものの、貴社経営陣が、すべての株主及びステークホルダーに対して、企業価値を最大化する義務を負い、また私どもの提言を採用するか否か自らが決断されるべきであることをご理解頂きたいと思っております。

また、上記の他にも、平成19年11月8日付の貴ファンドの書簡(以下「貴書簡」といいます。)で述べられている内容には、平成19年2月15日に貴ファンドから受領した本買付提案にかかる意向表明書で示された提案内容の追加・修正につながるものと受け取れる記載も一部含まれているように思料されます。例えば、貴書簡では、当社の現在の株価を含めて、意向表明書提出後にみられた当社の進展等を考慮の上、貴ファンドが、公開市場における市場価格で、一定割合の当社株式を買い付ける可能性について言及されており、当社取締役会が評価・判断の対象とすべき貴ファンドの提案の内容が必ずしも明確ではありません。

つきまして、以下の2点について、改めて貴ファンドの考えを確認させていただき、又は貴ファンドから追加で情報提供いただき、当社取締役会が評価・判断の対象とすべき貴ファンドの買付提案の具体的な内容を最終確認いたしたく存じます。

記

1. 今回、貴ファンドより提示された「企業価値向上へのアプローチ」は、一株主としての提言であり、スティーブル・パートナーズ・ジャパン株式会社の関係者が平成19年11月12日に当社に来社され説明されていたとおり、貴ファンド等が、当社株式の66.6%を取得し、実質的に当社グループの経営を支配しうる立場になった後に、自ら実施しようとしている経営計画又は事業計画ではないという理解でよいか。
2. 今回の回答書に記載されている内容以外には、平成19年2月15日に貴ファンドから受領した本買付提案にかかる意向表明書で示された提案内容に関して、「現時点で変更はない」という理解でよいか。なお、変更あれば、追加情報として提供願いたい。

以上

別 添

質問	回答
[別紙の質問項目を全て転記してください。]	[別紙の質問項目に対する貴ファンドの回答を記載してください。]

本ファンドは、以上の回答が真実であることにつき表明保証いたします。

Steel Partners Japan Strategic Fund (Offshore), L.P. (本ファンド)

[署名]

Warren Lichtenstein